菅野賞募集要領

一般社団法人日本ダイカスト協会

菅野賞要綱

- 第1条 本賞は菅野賞と称し、古河鋳造株式会社第二代社長菅野友信氏より本協会に寄贈された基金によるものである。
- 第2条 本賞は本協会の会員の事業所において、ダイカスト製品の製造並びに これに関連ある工業技術の進歩発展に関して功労のあった現場の技能 者を対象とする。
- 第3条 本賞は、毎年1回授賞することとし、表彰状及び副賞を贈呈する。
- 第4条 本賞は、次の方法によって決定する。
 - (1) 本賞の推薦者は受賞候補者が勤務する企業の代表者とし、別に定める推薦書により会長あて、所定の期日までに推薦する。
 - (2) 受賞者の選考は会長が委嘱した委員(20名以内)によって構成 する選考委員会において行なう。 選考に関する細則は別に定める。
 - (3) 理事会は、選考委員会によって選考された受賞候補者の中から、 原則として毎年4件以内の受賞者を決定する。
- 第5条 理事会が受賞に該当するものがないと認めたときは、その年度は賞を 贈呈しない。
- 第6条 本賞の贈呈は、毎年本協会通常総会において行なう。
- 第7条 基金及び基金の利息収入による運営に係る資金は、賞金及びその関連 経費のみに使用できるものとする。
- 第8条 基金の利息収入の低下により運営に係る資金が不足したときは、理事会の承認を得て基金を取崩し、賞金及び関連経費に充当することができるものとする。
- 第9条 基金の不足により事業の継続が困難となった場合は、理事会において 事業の継続あるいは終了を検討するものとする。
- 付 則 1. 本要綱に定められていない事項は理事会で定める。
 - 2. 本要綱は昭和55年7月23日から施行する。
 - 3. 要綱改訂 平成3年11月19日
 - 4. 要綱改訂 平成5年4月23日
 - 5. 要綱改訂 平成12年4月21日(第7、8、9条追加)
 - 6. 法人格名変更〔平成24年4月1日 定款(H24.04.01変更)附 則第5号の法人格表記読替え規定に基づく変更〕

菅野賞施行細則

1. 受賞候補者の推薦方法

候補者の推薦者は候補者の勤務する企業の代表者とし、所定の「菅野賞受賞候補者推薦書」の様式に内容を明記し、指定された期日までに会長あて推薦する。

- 2. 選考委員会に関する事項
 - (1)委員長は選考委員会を司会する。
 - (2) 選考委員会は委員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を認める。
 - (3)審査は委員の投票により順位をつけ、原則として毎年上位4件(個人またはグループ)を選定する。
- 3. 受賞候補者の選考基準

委員会は次の項目を基準として評価を行なう。

- (1)候補者の業績対象は、ダイカスト製品の製造並びにこれに関連する生産技術に関し、製造技術の向上、合理化、設備の改良、製品の開発及び品質並びに経済性の向上などに創意・工夫を通じて功労のあった現場の技能者とする。
- (2) 候補者は本協会の会員事業所の従業員とする。
- (3) 前年度の候補者を次年度以降重ねて推薦してもよい。
- 4. その他

受賞者の業績の概要を「会報ダイカスト」に掲載する。

選考委員会に関する細則

- 1. 選考委員会委員は、学識経験者及び会員の中から選び20名以内とする。
- 2. 選考委員会委員は、発表者又は応募者及びその関係者を除いて構成する。
- 3. 選考委員会委員長は、学識経験者に委嘱する。
- 4. 委員の任期は1年とする。

(参考)

菅野賞要綱の中から、特に選考基準に関係のある下記の項目をご参照の上、ご応募下さい。

- 1. 功労の解釈
 - 勤務する会社内での業績を対象とする。(単に永年勤続は対象外)
- 2. 審査に必要な提出書類
 - 業績内容を具体的に記載したもの(原稿用紙400字詰4~5枚程度)を推薦書と一緒にご提出願います。
- 3. 賞金
 - 1件 3万円
- 4. 授賞件数
 - 4件以内
- 5. 応募締切
 - 毎年12月末日

菅野賞候補者推薦書様式(A4版)

年 月 日 提出 業績題目 ふりがな 被推薦者 氏 名 (グルー 生年月日 年 月 日 プの場合 勤務する事業所 は代表者 他何名と する) 職業上の地位 勤続年数 年 業績の内容 菅野賞細則3の(1)により業績の具体的説明を記入して下さい。 代表者氏名 印 推薦者 会社名 所在地 TEL FAX e-mail